

国道116号美咲町・新光町電線共同溝PFI事業

令和5年8月9日公表の「特定事業の選定」に関する
主な変更内容

令和5年11月10日

北陸地方整備局

No.	頁	特定事業選定 【変更前】	特定事業選定 【変更後】
1	1	<p>1.(5)事業対象区域の概要</p> <p>① 所在地 <u>新潟県新潟市中央区美咲町一丁目～新潟県新潟市中央区新光町地先</u></p> <p>② 事業対象 一般国道116号</p> <p>③ 延長 <u>2.92km (道路延長：1.46km)</u></p>	<p>1.(5)事業対象区域の概要</p> <p>① 所在地 <u>新潟県新潟市中央区新光町地先</u></p> <p>② 事業対象 一般国道116号</p> <p>③ 延長 <u>1.16km (道路延長：0.58km)</u></p>
2	2	<p>1.(8)事業期間</p> <p>本事業の事業期間は、北陸地方整備局と特定事業を実施する事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から<u>令和35年3月31日までの約29年間とする。</u></p>	<p>1.(8)事業期間</p> <p>本事業の事業期間は、北陸地方整備局と特定事業を実施する事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から<u>令和29年3月31日までの約23年間とする。</u></p>
3	2	<p>1.(9)事業スケジュール</p> <p>本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。</p> <p>事業契約の締結 令和6年3月頃</p> <p>本施設の完成・引渡し 令和13年3月頃</p> <p>事業完了 <u>令和35年3月末</u></p>	<p>1.(9)事業スケジュール</p> <p>本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。</p> <p>事業契約の締結 令和6年3月頃</p> <p>本施設の完成・引渡し 令和13年3月頃</p> <p>事業完了 <u>令和29年3月末</u></p>

No.	頁	特定事業選定 【変更前】	特定事業選定 【変更後】
4	2~3	<p>1.(10)事業者に対する支払い 本事業における事業者への支払いは以下のとおりである。 ア 設計業務、工事業務及び工事監理業務に係る対価 北陸地方整備局は、本施設の設計、工事業務及び工事監理業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和13年度から令和34年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。</p> <p>イ 維持管理業務に係る対価 北陸地方整備局は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和13年度から令和34年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。 なお、電線共同溝の入線等で利用する利用者の道路占用料については、北陸地方整備局が収受し事業者の収入とはしない。</p>	<p>1.(10)事業者に対する支払い 本事業における事業者への支払いは以下のとおりである。 ア 設計業務、工事業務及び工事監理業務に係る対価 北陸地方整備局は、本施設の設計、工事業務及び工事監理業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和13年度から令和28年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。</p> <p>イ 維持管理業務に係る対価 北陸地方整備局は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和13年度から令和28年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。 なお、電線共同溝の入線等で利用する利用者の道路占用料については、北陸地方整備局が収受し事業者の収入とはしない。</p>
5	3	<p>2.(1)コスト算出による定量的評価 本事業について、北陸地方整備局が直接事業を実施する場合とPFI事業で実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。なお、これらの前提条件は北陸地方整備局が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。 上記の前提条件のもとで、北陸地方整備局が直接事業を実施する場合とPFI事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、PFI事業で実施する場合は、北陸地方整備局が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、約11.1%のVFMが見込まれる結果となった。</p>	<p>2.(1)コスト算出による定量的評価 本事業について、北陸地方整備局が直接事業を実施する場合とPFI事業で実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。なお、これらの前提条件は北陸地方整備局が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。 上記の前提条件のもとで、北陸地方整備局が直接事業を実施する場合とPFI事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、PFI事業で実施する場合は、北陸地方整備局が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、約2.8%のVFMが見込まれる結果となった。</p>

No.	頁	特定事業選定 【変更前】	特定事業選定 【変更後】																																
6	5	別紙 定量的評価の根拠	別紙 定量的評価の根拠																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1. PSCとPFI-LCCとVFMの値</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>値</th> <th>公表しない場合はその理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①PSC (現在価値ベース)</td> <td>(非公表)</td> <td rowspan="2">・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため</td> </tr> <tr> <td>②PFI-LCC (現在価値ベース)</td> <td>(非公表)</td> </tr> <tr> <td>③VFM (金額)</td> <td>(非公表)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④VFM (割合)</td> <td><u>11.1%</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1. PSCとPFI-LCCとVFMの値			項目	値	公表しない場合はその理由	①PSC (現在価値ベース)	(非公表)	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため	②PFI-LCC (現在価値ベース)	(非公表)	③VFM (金額)	(非公表)		④VFM (割合)	<u>11.1%</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1. PSCとPFI-LCCとVFMの値</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>値</th> <th>公表しない場合はその理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①PSC (現在価値ベース)</td> <td>(非公表)</td> <td rowspan="2">・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため</td> </tr> <tr> <td>②PFI-LCC (現在価値ベース)</td> <td>(非公表)</td> </tr> <tr> <td>③VFM (金額)</td> <td>(非公表)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④VFM (割合)</td> <td><u>2.8%</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1. PSCとPFI-LCCとVFMの値			項目	値	公表しない場合はその理由	①PSC (現在価値ベース)	(非公表)	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため	②PFI-LCC (現在価値ベース)	(非公表)	③VFM (金額)	(非公表)		④VFM (割合)
1. PSCとPFI-LCCとVFMの値																																			
項目	値	公表しない場合はその理由																																	
①PSC (現在価値ベース)	(非公表)	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため																																	
②PFI-LCC (現在価値ベース)	(非公表)																																		
③VFM (金額)	(非公表)																																		
④VFM (割合)	<u>11.1%</u>																																		
1. PSCとPFI-LCCとVFMの値																																			
項目	値	公表しない場合はその理由																																	
①PSC (現在価値ベース)	(非公表)	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため																																	
②PFI-LCC (現在価値ベース)	(非公表)																																		
③VFM (金額)	(非公表)																																		
④VFM (割合)	<u>2.8%</u>																																		
7	5	別紙 定量的評価の根拠	別紙 定量的評価の根拠																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">2. VFM検討の前提条件</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>値</th> <th>算出根拠 (公表しない場合はその理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①割引率</td> <td><u>1.5%</u></td> <td>・「VFM (Value For Money) に関するガイドライン (令和5年6月2日改正)」を踏まえ、<u>1.5%</u>に設定した。</td> </tr> <tr> <td>②物価上昇率</td> <td>—</td> <td>・物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	2. VFM検討の前提条件			項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)	①割引率	<u>1.5%</u>	・「VFM (Value For Money) に関するガイドライン (令和5年6月2日改正)」を踏まえ、 <u>1.5%</u> に設定した。	②物価上昇率	—	・物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">2. VFM検討の前提条件</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>値</th> <th>算出根拠 (公表しない場合はその理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①割引率</td> <td><u>1.9%</u></td> <td>・「VFM (Value For Money) に関するガイドライン (令和5年6月2日改正)」を踏まえ、<u>1.9%</u>に設定した。</td> </tr> <tr> <td>②物価上昇率</td> <td>—</td> <td>・物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。</td> </tr> <tr> <td><u>③割賦金利</u></td> <td><u>2.200%</u></td> <td><u>・最近の国債金利上昇を考慮し設定した。</u></td> </tr> </tbody> </table>	2. VFM検討の前提条件			項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)	①割引率	<u>1.9%</u>	・「VFM (Value For Money) に関するガイドライン (令和5年6月2日改正)」を踏まえ、 <u>1.9%</u> に設定した。	②物価上昇率	—	・物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。	<u>③割賦金利</u>	<u>2.200%</u>	<u>・最近の国債金利上昇を考慮し設定した。</u>		
2. VFM検討の前提条件																																			
項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)																																	
①割引率	<u>1.5%</u>	・「VFM (Value For Money) に関するガイドライン (令和5年6月2日改正)」を踏まえ、 <u>1.5%</u> に設定した。																																	
②物価上昇率	—	・物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。																																	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																	
2. VFM検討の前提条件																																			
項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)																																	
①割引率	<u>1.9%</u>	・「VFM (Value For Money) に関するガイドライン (令和5年6月2日改正)」を踏まえ、 <u>1.9%</u> に設定した。																																	
②物価上昇率	—	・物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。																																	
<u>③割賦金利</u>	<u>2.200%</u>	<u>・最近の国債金利上昇を考慮し設定した。</u>																																	